

## 常時オンライン学生の制度について（2023 年度 S セメスター）

2023 年 2 月 1 日

法学部・法科大学院

法学部・法科大学院では、新型コロナウイルス感染症に関係して特別の対応をすべきことが求められていること等に照らし、学生自身に基礎疾患がある、同居家族等に基礎疾患がある、等の特別の理由により、対面授業に参加できない学生のため、「常時オンライン学生」の制度を置いています。

この制度は、当然のことではあります。対面授業だけでなく、対面の課外活動や対面の学生間交流などに参加することも原則として困難であるような学生を対象としています。

法学部・法科大学院では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」および「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」などに準拠し、障害のある学生の修学について合理的配慮を提供しています。

新型コロナウイルス感染症等に照らして常時オンライン学生の制度の適用を希望する学生についても、障害のある学生の修学についての合理的配慮のための手続に準じた手続を経て、必要と認める場合には、合理的配慮を行います。

認定を受けた場合、2023 年度 S セメスターに限り、有効です。2023 年度 A セメスター以後については、どのような制度とするかを含め未定であり、追って知らせます。

### 【手続】

- (1) 常時オンライン学生の制度の適用を希望する学生は、学部チーム・大学院チームに対して申し出を行ってください。具体的には、まず、メール本文の記述で結構ですから、理由を説明してください。その説明を見て、授業については対面ではない受講が望ましい旨を明記した診断書など、提出すべき証明書類を知らせます。それを受けて、証明書類をメール等で提出してください。
- (2) (1)の条件を満たす学生について、個別に、常時オンライン学生の制度の担当教員が Zoom 等を用いて面接を行います。
- (3) (1)および(2)の結果をもとに、学務委員会、研究科運営会議、法学部教授会・法科大学院教育会議で審査した上で、常時オンライン学生として認定します。

### 【配慮の内容】

授業担当教員は、常時オンライン学生に対する合理的配慮を行います。ハイブリッド授業（常時オンライン学生がリアルタイムで遠隔参加する授業）もあり得ますが、録画・録音またはそれに準じる資料の提供とする場合などもあります。ハイブリッド授業は、授業担当教員にとって大きな負担となり、授業そのものに影響を及ぼす場合もあることを理解してください。

定期試験については、どのような制度とするかを含め未定であり、常時オンライン学生に対して追って知らせます。

2023年度S Semesterに常時オンライン学生の制度の適用を希望する学生の申し出は、後発的に事情が変化した場合などを除き、2023年2月28日（火）正午を締切りとします。

連絡先メールアドレス（ [at] は @ と読み替えてください。）

法学部：学部チーム [gakubu.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

法科大学院：大学院チーム [jin.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:jin.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)